平成２６年（フ）第１００６号
名古屋市港区神宮寺１丁目1402番地の１　パール102号
債務者　国本麻美こと　林　　麻美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１号
北海道帯広市西３条南16丁目５番地２　コーポスカイハイ２階202号室
債務者　高橋　正子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
山口市泉町１番17号、前住所山口市元町４番29号　ハイツ元町101号
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
東京都羽村市羽中２丁目11番25号
債務者　松岡　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１５５号
横浜市青葉区市ケ尾町1481番地１　ハイブリッジⅡ―304
債務者　二瓶　一則
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1106―401
債務者　松島　精司
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７号
愛知県蒲郡市竹谷町浜田１　カラオケ喫茶もみじ方、住民票上の住所愛知県蒲郡市西浦町空ケ谷24番地　コーポソラガヤ102
債務者　小野寺良吉
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２号
愛媛県西宇和郡伊方町三机乙468番地１　上倉団地７号
債務者　時沢　　妙
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第６１号
栃木県佐野市多田町443番地５
債務者　引間千代子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２００号
岡山市東区可知４丁目４番Ｊ―203号、旧住所岡山市中区原尾島２丁目12番17号
債務者　片山　幹士
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２５号
岡山市南区泉田422番地21サンライフ泉田Ａ棟101号、住民票上の住所岡山市南区泉田422番地21サンコーポ泉田Ａ棟101号
債務者　住野まさみ（旧姓本原）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９５号
岡山市北区富田411番地２
債務者　石岡　勝典
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
大分県中津市大字蛎瀬1282番地１　グラース・ベルＤ101
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
静岡県富士市横割３丁目８番10号、前住所静岡県静岡市清水区三保1120番地の１　ルーチェパチェ105号
債務者　村上　智紀（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２８号
愛知県豊川市御津町下佐脇鎌田135番地３　リバーサイドつるぎ201号
債務者　大槻　雅之
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部